

定額給付金の申請 受付期限は9月末まで

定額給付金の申請はもうお済みですか。まだのかたはお早めに手続きをお願いします。申請期限は9月末までで、10月1日からは申請ができなくなります。ご注意ください。なお定額給付金は、地域経済活性化のために地元での活用をお願いいたします。

☎ 総務課定額給付金対策室 ▶ ☎ 22-0555

I LOVE フクチ フェスタ 豪雨のため初の中止

7月24日の「I LOVE フクチ フェスタ」が集中豪雨のために翌25日に順延され、25日も災害のため中止が決定されました。今年は商工会合併により「フクチ フェスタ」としての開催とメインイベントのリニューアルなど関係者は意気込んでいましたが、平成3年にフェスタが始まって以来初の中止となりました。



↑ 25日朝に中止が決定。無念の表情でステージを片付けるフェスタ実行委員会。

来年度から稼働予定 学校給食センター着工

町内6校(赤池中・方城中・上野小・市場小・伊方小・弁城小)の給食をまかなう「福智町学校給食センター」の工事が7月21日から始まり、工期は平成22年2月26日までの予定です。



←センターの給食は来年度から子どもたちに届けられる予定です。

☎ 教育委員会学校教育課 ▶ ☎ 22-3778

ふくち まちのお知らせや出来事 インフォ & ニュース

温かい善意が復興の力に 町に義援金が届く

沖縄平和学習「少年の翼」で交流を続けている沖縄県中城村(浜田京介村長)から、7月24日の豪雨災害に対しての義援金が町に送られました。また、北九州市門司区の宝崎義勝さんから8月3日に義援金が送られました。皆さまからの義援金は町の復興に役立たせていただきます。ありがとうございました。



←「少年の翼」で訪問した中城村で義援金を受け取った交流事業実行委員会の永末信一委員長(弁城)が、8月4日に浦田弘二町長へ義援金を手渡しました。

9月は金田・神崎地区で 粗大ごみを収集します



金田・神崎地区の粗大ごみを、次の日程で収集します。専用シールを貼り、午前8時までにお出してください。

地 区	日 程
東金田松崎(上組・中組)、堀川、西金田、高見区、上金田、平原、平原団地	9月5日(日)
東金田松崎(下組)、堀川団地、亀の甲団地、県営団地、3区、4区、黒尾、人見成竹、成竹団地	9月12日(日)
宝見区、宝見団地、人見区、第1・第2人見団地、人見宮床、人見ヶ丘、人見坂、東金田(上組・中組)、南木(1~3組)	9月19日(日)
神崎1・2、高尾、笹尾、若草団地、星ヶ丘、星ヶ丘団地、平和台、柿添団地、福吉区、太陽区、福丸、福丸団地、七十石、小豆田団地	9月26日(日)

☎ 役場住民課環境衛生係 ▶ ☎ 22-7761

支援策

豪雨災害被災者に対する 支援策について

このたびの豪雨災害による被害について、次のような支援制度があります。なお、支援策の対象となるにあたっては、一定の要件を必要とする場合がありますので、よく確認してください。また、支援を受けるにあたっては、り災証明書が必要な場合があります。り災証明書は役場の総務課で発行しています。

福智町災害復旧応急事業

「福智町災害復旧応急事業費補助金交付要綱」は、災害発生に際し応急的に必要な事業を実施した世帯に対し、下記の基準に従い補助金の交付を行い、被災者の保護と生活の安定を図ることを目的とします。補助の対象となる事業は、激甚災害の適用を受けた場合またはそれに準じる被害が生じた場合で、国及び県の補助対象とならない事業のうち町長が認めたものとします。くわしくは、担当課までお問い合わせください。

1. 補助対象基準および適用範囲

- ① 農地の被害
 - ▶ 応急事業費(限度額 300,000円)の60%を補助
- ② 宅地内に入った土砂の撤去
 - ▶ 応急事業費全額を補助(町の設計に基づく)

※上記の被害については、町が現地を調査し被害が確認できた箇所で、応急事業を実際にされる世帯が対象となります。また、農地および宅地流入土の応急事業費は、町が現地を調査確認し決定します。

2. 補助金交付申請について

補助の適用を希望される人は、補助金交付申請書の提出が必要となります。

☎ 宅地流入土の被害については ▶ 役場総務課庶務係 ☎ 22-0555

☎ 農地等の被害については ▶ 役場建設課維持係 ☎ 22-7765



国税の猶予

豪雨災害により国税の申告、申請、請求、納税などを期限までにできないときは、所轄の税務署長への申告により、期限の延長や納税の猶予ができる場合があります。詳しいことは、福岡県国税局ホームページをご覧ください。

福岡県国税局ホームページ <http://www.nta.go.jp/fukuoka/>

☎ 田川税務署 ☎ 44-0430

介護保険料・利用者負担額の減免

豪雨災害により、家屋が床上浸水、一部損壊、半壊、全壊の被害を受けた人を対象に介護保険料・利用者負担額の減免を行います。必要な書類等詳しくは役場までお問い合わせください。

☎ 役場福祉課介護保険係 ☎ 22-7763

